

第 13 章 建設業

第 1 節 建設業の振興

1 建設業の現状

建設業は、本県の総生産の7.4%、就業者数の9.5%を占めるなど、地域経済・雇用を支える基幹産業の一つです。

また、社会資本整備の担い手としてだけでなく、災害や除雪への対応等を通じて、県民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしており、地域に貢献する建設業としての重要性が近年さらに高まっています。

しかしながら、長く続いてきた建設投資の大幅な減少を背景に、就業者の高齢化や若年入職者の減少が進んだことから、将来の建設工事の担い手不足等が懸念されており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

◆全産業に占める建設業の位置 (単位：億円、人、%)

	全産業	うち建設業(構成比)
総生産(名目)	34,773	2,576 (7.4)
雇用者数(県内・就業地ベース)	422,960	39,282 (9.3)
就業者数(県内・就業地ベース)	505,399	48,104 (9.5)

注)「平成25年度秋田県県民経済計算年報」(平成28年1月発行)による。

◆建設業の許可業者数

区分 \ 年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
知事	4,920	4,696	4,633	4,613	4,418	4,229	4,036	4,023	3,988	3,957
大臣	57	52	50	48	43	49	58	59	59	59
計	4,977	4,748	4,683	4,661	4,461	4,278	4,094	4,082	4,047	4,016

注) 各年3月31日現在の業者数である。

◆資本金階層別許可業者数(平成28年3月31日現在)

個人	法人					小計	合計
	200万円未満	200万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上		
1,002 (25.0%)	101	1,002	661	1,175	75	3,014 (75.0%)	4,016
	2,105 (52.4%)		1,911 (47.6%)				(100.0%)

2 地域を支える建設産業の振興

県民の安全・安心な暮らしの確保に貢献している建設業が、良質な社会資本整備の役割を担い、地域の基幹産業の一つとして存続できるよう、経営力・技術力の強化などに向けた環境整備を推進します。

このため、本県における建設産業振興策の指針として「秋田県建設産業振興プラン」を平成25年1月策定しました。

【秋田県建設産業振興プラン(計画期間:H25~29)の取組内容】

- ・技術力の向上と人材の確保・育成
- ・本業の強化と経営の多角化による経営基盤の強化
- ・地域の維持、雇用の確保等を通じた地域への貢献
- ・適正な建設市場環境の整備

第2節 入札参加資格審査

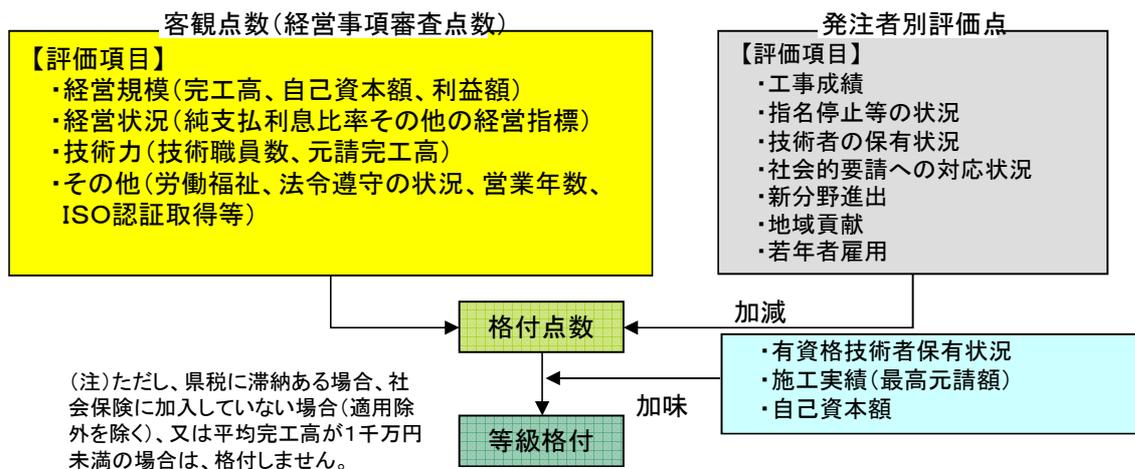
1 入札参加資格審査(等級格付)の仕組み

発注する建設工事の規模や難易度等に見合う能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するために、あらかじめ入札参加資格審査(等級格付)を行っています。

県内業者については、建設業法に基づく経営事項審査による点数(客観点数)に、工事成績や指名停止等の状況による点数(発注者別評価点)を加減した点数(総合点)を基礎として、有資格技術者保有状況や施工実績(最高元請額)等も加味して、等級格付しています。また、県外業者については、経営事項審査による点数を基礎として等級格付しています。

いずれも、2年に1回の等級格付(格付のない者等についてはその中間年に格付)となっています。

【等級格付の仕組み(県内業者の場合)】H27・28年度適用



2 等級・工事別格付業者数(平成28年5月1日現在)

① 県内業者

等級	工種						計
	一般土木	建築一式	電気	給排水	その他		
A級	180	70	66	86	519	921	
B級	223	62	94	84	146	609	
C級	313	130	-	-	-	443	
計	716	262	160	170	665	1,973	

② 県外業者

A級	152	95	142	105	588	1,082
合計	868	357	302	275	1,253	3,055

3 年度別格付業者数

区分	工種	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		県内	業者実数	1,527	1,351	1,354	1,237	1,240	1,193	1,208
	業者延数	2,387	2,157	2,165	2,014	2,041	1,969	2,006	1,959	1,973
県外	業者実数	593	519	541	509	539	521	534	509	535
	業者延数	1,215	1,081	1,114	1,064	1,122	1,079	1,097	1,047	1,082

注)業者延数とは、工種毎の格付業者数を単純合計したものをいいます。

第3節 入札・契約制度

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」、「ダンピング受注の防止」、「適正な施工の確保」等を基本として、入札・契約制度の適正化に努めています。

<p>透明性の確保 (情報の公表)</p>	<p>①工事の発注見通しの公表(予定価格250万円超の工事について、年4回公表) ②入札参加資格、資格者名簿及び指名基準の公表(随時) ③業者選定経緯及び入札結果の公表(契約後に公表) ④予定価格の公表(入札前に公表) ⑤低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表(③に同じ) ⑥その他入札契約制度に関する要綱、要領等の公表(随時) ⑦第三者機関(秋田県入札制度適正化推進委員会)による審査、意見の具申等</p>																		
<p>公正な競争の促進</p>	<p>①手続の透明性、競争性が高い一般競争入札の導入</p> <table border="1" data-bbox="512 763 1404 1050"> <thead> <tr> <th>入札方式</th> <th>対象工事 (原則)</th> <th>入札参加地域要件 (原則)</th> <th>主な入札参加資格要件 (原則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>24.7億円以上</td> <td>制限なし</td> <td>・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条件付き一般競争入札</td> <td>1億円以上</td> <td>全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)</td> <td rowspan="2">・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等</td> </tr> <tr> <td>24.7億円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>~1億円未満</td> <td>地域振興局単位</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 緊急を要する工事等に関し、指名競争入札を活用</p> <p>②総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の適切な活用 ③適切な競争参加資格の設定 ④入札及び契約の過程に関する説明要求・回答の仕組みの構築</p>	入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)	一般競争入札	24.7億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数	条件付き一般競争入札	1億円以上	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等	24.7億円未満			~1億円未満	地域振興局単位	
入札方式	対象工事 (原則)	入札参加地域要件 (原則)	主な入札参加資格要件 (原則)																
一般競争入札	24.7億円以上	制限なし	・特定A級 ・技術者専任配置 ・経審点数																
条件付き一般競争入札	1億円以上	全県 (1億円以上3億円未満の一般土木工事はブロック単位)	・同種工事施工実績等 ・請負額に対応した格付区分 ・技術者専任配置等																
	24.7億円未満																		
	~1億円未満	地域振興局単位																	
<p>不正行為の排除</p>	<p>①談合情報対応マニュアルによる談合情報への厳正な対応(公正取引委員会等との連携) ②談合、一括下請負等の不正行為に対する厳正な処分等(指名停止、建設業法上の監督処分)</p>																		
<p>ダンピング受注の防止</p>	<p>①適正な予定価格の設定 ②見積内訳明細書の提出、確認 ③低入札価格調査制度(原則として予定価格4千万円以上の工事)の厳正な運用 ・失格判断基準の設定、業者に対するヒアリング、資料徴取 ・履行保証割合の引き上げ ・前払金の支給割合の引き下げ ・受注者側技術者の増員配置 ・落札業者の施工体制の点検強化 ・低入札受注の繰り返しに対するペナルティ措置</p>																		
<p>適正な施工の確保等</p>	<p>①工事成績評定の実施(500万円以上の工事)、受注者に対する評定結果の通知 ②施工体制の把握の徹底(施工体制台帳等の確認、施工体制点検等実施要領に基づく点検等) ③不良・不適格業者の排除(暴力団排除対策の徹底、社会保険等未加入者に対する指導の強化)</p>																		